

令和6年度第2回しまね社会貢献基金クラウドファンディング事業

募集要項

1 目的・趣旨

島根県では、「しまね社会貢献基金」を活用し、NPO法人やその他社会貢献活動を行う団体の活動を支援し、島根県における社会貢献活動のより一層の活性化を図ることを目的としております。本事業は、しまね社会貢献基金登録団体が提案する事業について、クラウドファンディングの手法により寄附金を広く募集し、事業に必要な経費の助成を行うものです。

2 応募資格者

しまね社会貢献基金の登録団体及び登録予定団体（主たる事務所の所在地が島根県内で、活動期間が1年以上である団体等、島根県社会貢献活動推進事業実施要綱の登録要件を満たすこと。）

3 募集事業

団体が自由な発想や専門的な知識等を活かして取り組む事業を募集します。

- (1) 1団体が応募できる件数は、1事業とします。
- (2) 基本的な条件は以下のとおりです。
 - ① 団体自らが企画・実施するものであり、団体の事業計画に位置づけられていること。
 - ② 宗教活動や政治活動を目的とした事業でないこと。
 - ③ 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした事業でないこと。
 - ④ 他の経費支援（しまね社会貢献基金及び協働する市町村、企業、団体等からの経費支援を除く）を受ける事業でないこと。

4 事業実施期間

採択日から令和7年3月31日まで

※採択前及び令和7年3月31日以降にかかった経費については、補助対象外となりますのでご注意ください。

5 対象となる経費

活動支援事業に要する経費

6 応募方法

(1) 提出期限及び提出方法

令和6年6月14日（金）必着 持参・郵送又はメール

(2) 提出書類 ※様式は、下記ホームページからダウンロードしてください。

島根県 NPO 活動推進室 HP 「クラウドファンディング事業」

https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/nonprofit/kikin/crowdfunding/R6_crowdfunding.html

- ① 事業申請書(様式第4号の2)
- ② 事業実施計画書（様式第4号の2別紙1）
- ③ 「島根いきいき広場」寄附募集画面記載項目（様式4号の2別紙2）
- ④ 団体の年間活動計画書及び年間収支予算書
- ⑤ 提案事業及び活動内容のわかる参考資料（A4サイズ片面5枚以内）

7 選考・審査

- (1) 選考は、別に定める審査基準に基づき事務局（島根県NPO活動推進室）により行います。
- (2) 審査のポイント
 - ① 事業の目的及び公益性
 - ② 団体の事業計画における位置づけ
 - ③ スケジュール
 - ④ 団体の事業遂行能力、予算の妥当性 等

8 採択・事業実施

- (1) 採択した事業については、実施方法・事業費などについて条件を付す場合があります。
- (2) 採択通知送付後、申請時に定めた募集開始日から「県民活動応援サイト 島根いきいき広場」において、クラウドファンディングによる寄附募集を開始してください。(※アカウント登録が必要です)
- (3) クラウドファンディングにより寄附を募集する期間は、募集開始から最長2ヶ月とします。当初1ヶ月と設定した場合でも、1ヶ月経過後に目標額に達していなければ延長は可能です。
- (4) 目標額を達成した時点で、募集期間内であっても寄附募集は停止し、目標額を超過する寄附があった場合、超過分は団体が実施する別の事業に活用することができます。(別途申請が必要です。)
- (5) 寄附募集期間中に目標額に達しなかった場合は、募集期間を経過した時点の寄附金額で事業を実施していただきます。

9 その他

- (1) 事業実施にあたってポスターやチラシ等で外部に情報発信される場合は、当該支援事業である旨を明示してください。
- (2) 事業完了後に、実施団体には「事業報告シート」を作成・提出していただきます。「事業報告シート」は県から寄附者へのお礼状に同封するとともに、県ホームページ等に掲載し、事業成果を県民に広く周知します。
- (3) 申請書類の記載方法、クラウドファンディングに供する項目の記載内容など、申請前に相談を受け付けますので、ご不明な点があれば、県NPO活動推進室までお問い合わせください。
- (4) 寄附に対する返礼品を設定することはできませんが、「対価とは言えない程度の返礼品」に限り寄附のお礼状とともにお渡しいただくことは可能です。ただし、寄附を募集する際に、島根いきいき広場において返礼品を提示することはできません。
<対価とは言えない程度の返礼品の例（内閣府提示）>
 - ・活動報告書・無料の会報誌
 - ・団体が運営する施設等の作業の一環で作成した手芸品
 - ・団体名などを記した簡素な文具※団体の活動を周知するためのものに限りです。

【申請書等提出先・問い合わせ先】

島根県環境生活部環境生活総務課NPO活動推進室
住 所：島根県松江市殿町1番地
電 話：0852-22-5096
メール：npo@pref.shimane.lg.jp